

大阪市青少年指導員活動交付金阿倍野区実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、大阪市青少年指導員活動交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、阿倍野区における大阪市青少年指導員活動交付金の交付について必要な事項を定めるものとする。

（算定基準額）

第2条 交付要綱第4条第2項に基づき、算定基準額を別表のとおり定める。

2 別表に定める算定基準額を超える活動を行う場合は、都度、区と協議を行う。

（軽微な変更）

第3条 交付要綱第8条第1項第1号における軽微な変更は次のとおりとする。

- （1） 事業開催日の変更
- （2） 支出内容の変更
- （3） 交付決定額内での予算流用

附則

（施行期日）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年3月8日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年3月1日から施行する。

別表（第2条関係）

対象活動	具体的な活動内容	算定基準額
（１）青少年問題に関する啓発活動	街頭啓発、広報活動	上限 350,000 円/年
（２）青少年の指導及び相談に関する活動	指導ルーム	上限 400,000 円/年
（３）青少年の健全育成に関する活動	キャンプ等、日帰り体験活動、研修会、ユースリーダー育成活動、ラジオ体操、まつり等へのブース出店、清掃活動、スポーツ大会等、文化系大会等	上限 1,600,000 円/年